

2. 制度の概要

大阪府化学物質管理制度(届出制度)

VOCの届出

VOCについては、他の物質と異なり、総量として年間の取扱量が1トン／年以上の場合を届出対象とする。(約300種類のVOC)

- OVOCは有害性だけでなく、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質としての一面を持つ。
- 大阪府域には中小の事業所(金属製品製造業・出版印刷業等)が多く、多種のVOCを扱うが、個々では1トンに満たない(総量では1トン以上)ケースが多い。
- OVOCの自主的管理や削減状況を、排出量等の届出により目にみえるようにする。